

いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市長 日沖 靖 印

一般廃棄物搬入の事前協議について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定により、次のとおりいなべ市へ一般廃棄物の搬入を行いたいので、通知します。

記

1 一般廃棄物の発生場所の名称及び所在地

名 称 いなべ市あじさいクリーンセンター

所 在 地 三重県いなべ市北勢町京ヶ野新田 5 番地 12

2 処分又は再生の場所の名称及び所在地

名 称 太平洋セメント株式会社 藤原工場

所 在 地 三重県いなべ市藤原町東禅寺 1361 番地の 1

3 処分又は再生業者の名称、所在地及び代表者の氏名

名 称 太平洋セメント株式会社 中部北陸支店

所 在 地 愛知県名古屋市中区栄 2-8-12 伏見 KS ビル 7F

代表者氏名 代表取締役 ●● ●●

4 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類、数量及び処分又は再生の方法

種 類 焼却残渣

数 量 ●●●t

方 法 セメント原料

5 一般廃棄物の搬入期間

搬 入 期 間 令和●年●月●日から令和●年●月●日まで

6 一般廃棄物運搬者の名称及び所在地

①名 称 ●●株式会社

所 在 地 三重県いなべ市●●町●●番地

②名 称 有限会社●●

所 在 地 三重県いなべ市●●町●●番地

7 いなべ市内へ一般廃棄物の搬入を行う理由

理 由 当市で廃棄物処分を行うことができないため

以上

備考 その他協議事項がある場合は、添付書類にて通知します。